

平成 23 年度第 3 回
児童福祉専門分科会資料

平成 23 年 9 月 30 日

こども部保育課

保育園入園基準の考え方について

○児童福祉専門分科会における主な論点

保育園入園基準の考え方について、第1回児童福祉専門分科会で事務局から説明があり、第2回・第3回分科会で「保育の実施基準表」および「保育の実施基準調整表」について審議を行い、報告案を作成しました。

ここでは、「保育の実施基準表」および「保育の実施基準調整表」についての主な論点について報告いたします。

(1) 保育の実施基準表の考え方について

保育の実施基準表とは、保護者それぞれの状況を点数化で表すものである。具体的には、就労日数及び就労時間等で保育に欠ける要件について差を設けているものである。

主な論点

分科会においては、それぞれの項目ごとについて審議を行い、今後の考え方について議論を行った。それぞれの、論点は下記のとおりであります。

【1】就労

- ・就労を、居宅外労働と居宅内労働に分けて、特に居宅内労働（自営）に関しては、子どもを見ることも可能であると思うので、少し差をつけてもよい。
- ・就労日数の定義については、12日以上を区別を入れたほうが良いと考える。市の制度で、15日まで一時預かりや特定保育が利用できるし、他の制度への影響が大きいので、定義についてはそのまま。
- ・内職に関しては、別に考える。
- ・就労予定（求職中）に関して、ハローワークに行っている方は、すこし有利にしたほうが良いという意見が有りましたが、自分で職を探している方との区別が出来ないのでそのままとした。

【2】疾病・障害

- ・疾病と障害の項目を分けた方が良い

【3】介護・看護等

- ・常時付添いを、付添いの時間等により差をつけるべきである。

【4】研修・訓練・就学中

- ・就学や職業訓練校等に関しても、授業の時間等の長さにより差をつけるべきである。

(2) 保育の実施基準調整表の考え方について

保育の実施基準調整表とは、世帯の様々な個別の状況を点数化で表すものである。具体的には、ひとり親世帯、生活保護世帯には加点、自己都合によるキャンセル等については減点を行うことにより差を設けているものである。

主な論点

分科会においては、それぞれの項目ごとについて審議を行い、今後の考え方について議論を行った。それぞれの、論点は下記のとおりであります。

【1】ひとり親世帯の考え方について

- ・同居親族という言葉をもとに、同居祖父母に変えたほうが分かりやすい。
- ・現行の2番から5番に関しては、もう少し分かりやすくしたほうが良い。

【2】7番と18番について

- ・未就学児が3名いる場合において、幼稚園、幼稚園、保育園の申請の場合があるが、預かり保育等を実施している幼稚園やおぞらきっず等は除外したほうが良い。

【3】育児休業明けと認可外利用の加点について

- ・育児休業明けの加点（2点）と認可外利用の加点（2点）は合わせるほうが良い。

【4】自己都合の内定辞退に対する減点

- ・多方面に迷惑をかけることなので減点をもっと大きくしたほうが良い

【5】市内転居に伴う転園希望の加点

- ・削除の方向で検討

【6】保育料未納者にたいする減点

- ・新設して、保育料の未納を防ぐ意味でも減点は大きく

【7】保育ママ利用者に対しての加点

- ・認可保育園と同様に考えるので加点は不用である。

【保育の実施基準表】

号	種類	細目	基準指数			
1	就労	外勤	月20日以上勤務 実働7時間以上	20		
			月20日以上勤務 実働5時間以上7時間未満	18		
			月20日以上勤務 実働4時間以上5時間未満	16		
			月16日以上20日未満勤務	実働7時間以上	18	
				実働5時間以上7時間未満	16	
				実働4時間以上5時間未満	14	
		自営	中心者	月20日以上勤務 実働7時間以上	20	
				月20日以上勤務 実働5時間以上7時間未満	18	
				月20日以上勤務 実働4時間以上5時間未満	16	
			月16日以上20日未満勤務	実働7時間以上	18	
				実働5時間以上7時間未満	16	
				実働4時間以上5時間未満	14	
		専従者	月20日以上勤務	実働7時間以上	18	
				実働5時間以上7時間未満	16	
				実働4時間以上5時間未満	14	
			月16日以上20日未満勤務	実働7時間以上	16	
				実働5時間以上7時間未満	14	
				実働4時間以上5時間未満	12	
		在宅勤務または内職	月20日以上勤務	実働7時間以上	16	
				実働5時間以上7時間未満	14	
月16日以上20日未満勤務	実働7時間以上		14			
	実働5時間以上7時間未満		12			
就労内定	入園後2ヵ月以内の就労が内定している。 (就労(内定)証明書が提出されている場合に限る)		※			
		就労予定	入園後2ヵ月以内の就労を予定している。	10		
2	妊娠又は出産	出産の前後	出産前後の休養のため保育にあたることができない場合	18		
3	疾病・障害	疾病	1ヵ月以上の入院または入院予定	20		
			居宅内療養	常時病臥	20	
				精神性	精神障害者保健福祉手帳3級程度以上	20
					上記以外の程度	18
			一般療養	医師が1ヵ月以上の安静を要すると診断した場合	18	
				医師が1ヵ月以上の通院加療を要すると診断した場合	14	
		障害	身体障害者程度等級が1級又は2級、知的障害の程度が(A)、Aの1又はAの2である場合	20		
			身体障害者程度等級が3級又は4級(聴覚障害の場合に限る)、知的障害の程度がBの1である場合	18		
			身体障害者程度等級が4級(聴覚障害を除く)、5級、6級又は7級、知的障害の程度がBの2である場合	14		
			病院・施設等の付添い	常時付添い	20	
4	介護・看護等	在宅介護	送迎時の付添い等	12		
			重度障害者(要介護認定3から5まで、身体障害者障害程度等級が1級又は2級、知的障害の程度が(A)、Aの1又はAの2である者)の介護	20		
			常時観察と介護(食事・排泄・入浴の介護)を必要とする場合(要介護認定1から2、身体障害者障害程度等級が3級又は4級(聴覚障害の場合に限る)、知的障害の程度がBの1又はBの2である場合)	18		
			上記以外の場合(自宅外の介護を含む)	14		
			災害	震災・風水害・火災・その他の災害により家屋が損傷を受け、その復旧にあたる場合	20	
6	研修・訓練	就労のための期日習得等の目的で職業訓練校等に通学している場合	14			
		就労のための期日習得等の目的で職業訓練校等に通学を予定している場合	10			
7	その他	就学中	学生であること	14		
		不存在等	死亡、離婚、未婚、行方不明、拘禁、離婚調停中の別居中	20		
		上記以外	児童の保護者が前各号に類する状態にあることにより、当該児童を保育することができないと認められる場合であって、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合	1～6号を準用		

※就労内定の場合の基準指数は、就労(内定)証明書に記載されている就労形態・就労日数・就労時間により就労中の場合と同様に算定し、その後実施基準調整表の17により調整する。

【保育の実施基準表】

号	保護者の状況等			基準指数		
1	居宅外労働 (外勤・居宅外 自営)	月20日以上実働7時間以上の就労が常態		20		
		月20日以上実働6時間以上7時間未満の就労が常態		19		
		月20日以上実働5時間以上6時間未満の就労が常態		18		
		月20日以上実働4時間以上5時間未満の就労が常態		17		
		月16日以上実働7時間以上の就労が常態		17		
		月16日以上実働6時間以上7時間未満の就労が常態		16		
		月16日以上実働5時間以上6時間未満の就労が常態		15		
		月16日以上実働4時間以上5時間未満の就労が常態		14		
		2	居宅内労働 (在宅勤務・居 宅内自営)	月20日以上実働7時間以上の就労が常態		18
				月20日以上実働6時間以上7時間未満の就労が常態		17
月20日以上実働5時間以上6時間未満の就労が常態				16		
月20日以上実働4時間以上5時間未満の就労が常態				15		
月16日以上実働7時間以上の就労が常態				15		
月16日以上実働6時間以上7時間未満の就労が常態				14		
月16日以上実働5時間以上6時間未満の就労が常態				13		
月16日以上実働4時間以上5時間未満の就労が常態				12		
内職					※1	
3	就労内定			入園後2ヵ月以内の就労が内定している。(就労(内定)証明書が提出されている場合に限る)		※2
4	就労予定(求職中)	入園後2ヵ月以内の就労を予定している。		10		
5	出産の前後	出産前後の休養のため保育にあたることができない場合		18		
6	疾病	1ヵ月以上の入院または入院予定		20		
		居宅内療養	常時病臥	20		
			精神性	精神障害者保健福祉手帳3級程度以上	20	
				上記以外の程度	18	
		一般療養	医師が1ヵ月以上の安静を要すると診断した場合	18		
医師が1ヵ月以上の通院加療を要すると診断した場合	14					
7	障害	身体障害者程度等級が1級又は2級、知的障害の程度が(A)、Aの1又はAの2である場合		20		
		身体障害者程度等級が3級又は4級(聴覚障害の場合に限る)、知的障害の程度がBの1である場合		18		
		身体障害者程度等級が4級(聴覚障害を除く)、5級、6級又は7級、知的障害の程度がBの2である場合		14		
8	介護・看護等	病院・施設等の付添い		常時付添い	※3	
		在宅介護	重度障害者(要介護認定3から5まで、身体障害者障害程度等級が1級又は2級、知的障害の程度が(A)、Aの1又はAの2である者)の介護		20	
			常時観察と介護(食事・排泄・入浴の介護)を必要とする場合(要介護認定1から2、身体障害者障害程度等級が3級又は4級(聴覚障害の場合に限る)、知的障害の程度がBの1又はBの2である場合)		18	
			上記以外の場合(自宅外の介護を含む)		14	
9	災害	震災・風水害・火災・その他の災害により家屋が損傷を受け、その復旧にあたる場合		20		
10	学校・職業訓練 施設等に通学 又は通所してい る場合	1ヵ月に通学又は通所している日数が20日以上の場合		14		
		1ヵ月に通学又は通所している日数が18日以上の場合		13		
		1ヵ月に通学又は通所している日数が16日以上の場合		12		
11	不存在等	通学又は通所することが内定しているとき		10		
12	上記以外	死亡、離婚、未婚、行方不明、拘禁、離婚調停中の別居中		20		
		児童の保護者が前各号に類する状態にあることにより、当該児童を保育することができないと認められる場合であって、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合		1～6号を準用		

- ※1 内職の場合の基準指数は、第2号の居宅内労働(在宅勤務・居宅内自営)を準用し、-2点を用い調整する。
- ※2 就労内定の場合の基準指数は、就労(内定)証明書に記載されている就労形態・就労日数・就労時間により就労中の場合と同様に算定し、その後実施基準調整表の14により調整する。
- ※3 介護・看護等の病院・施設等への常時付添いの場合の基準指数は、第1号の居宅外労働の基準点を準用する。

【保育の実施基準調整表】

号	保護者の状況等	基準指数
1	生活保護世帯	+2
2	両親不存在、ひとり親(死亡、離婚、未婚、行方不明、拘禁、離婚調停中の別居等)で同居親族(申込み児童の兄弟姉妹を除く)がいない場合	+10
3	両親不存在、ひとり親(死亡、離婚、未婚、行方不明、拘禁、離婚調停中の別居等)で同居親族(申込み児童の兄弟姉妹を除く)がいる場合	+5
4	ひとり親に準ずる状況(入所希望日時点でさらに1年以上の単身赴任、入院等)で同居親族(申込み児童の兄弟姉妹を除く)がいない場合	+5
5	ひとり親に準ずる状況(入所希望日時点でさらに1年以上の単身赴任、入院等)で同居親族(申込み児童の兄弟姉妹を除く)がいる場合	+3
6	入園希望の保育園に兄弟姉妹が在園している場合	+3
7	未就学児が3人以上いる(申込み児童を含む)	+1
8	待機期間が1年以上経過している	+2
9	待機期間が6ヵ月以上経過している	+1
10	両親ともに現在の勤務先で就労実績が1年以上の場合	+1
11	産後休暇・育児休業(制度有)が明け、復職する(外勤者に限る)	+2
12	1ヵ月16日以上かつ1日4時間以上保育に欠けており、申込み児童を認可外保育施設に有償で預けているのを常態としている。	+1
13	5歳児クラスを持たない認可保育園に継続して6ヵ月以上入園し、対象年齢をもって入園申込みの場合	+3
14	市川市家庭保育制度を継続して6ヵ月以上利用し、対象年齢をもって入園申込みの場合	+3
15	育児休業取得により一度退園し、育児休業明けに再度入園申込みの場合(育児休業取得の対象児童が同時に申込み場合は、その児童も同様に加点)	+5
16	同居の祖父母(65歳未満)が未就労の場合。ただし、疾病等により保育できない場合を除く。	-2
17	入園後2ヵ月以内の就労が内定している場合(基準指数は内定証明書の就労日数・就労時間で算定した上で、この調整指数を課す)。	-2
18	申込み児童以外の未就学児がいるが、その児童の入園申込みをしない場合	-2
19	希望園として申請した保育園に入園内定したが、自己都合により入園を辞退し、その後6ヵ月以内の再申請	-2
20	市外在住者(市内在勤)※保護者のうち、いずれかが市内在勤であれば可	-3
21	市外在住者(市外在勤)	-6
22	兄弟姉妹が在園している保育園への転園希望の場合	+3
23	市内転居に伴う転園希望の場合	+1
24	希望園として申請していた保育園に入園したが、申請時に希望していた他の保育園への転園申請(22の場合を除く)	-3
25	児童福祉等の観点から特に調整が必要と認められる場合	+1~+10

注)施設変更(転園)申請については、調整指数の22から25のみ適用する

注)表中12の認可外施設とは、「児童福祉法第59条の2」による設置届を都道府県に提出している施設をいいます。事業所内保育施設・ファミリーママ(家庭保育制度)等は含みませんのでご注意ください。

【優先順位(基準指数と調整指数の合計が同一の場合)】

1	両親不存在、ひとり親(死亡、離婚、未婚、行方不明、拘禁、離婚調停中の別居等)の世帯
2	市内在住者(市内への転入予定者を含む)
3	基準指数の高い世帯
4	待機期間が長い
5	保育園に兄弟姉妹(4月入園にあたっては卒園予定児を除く)が在園している
6	前年分所得金額が低い世帯

注)新規申請者と施設変更申請者で基準指数と調整指数の合計が同一の場合は、上記の優先順位によらず、新規申請者を優先するものとする。

【保育の実施基準調整表】

号	保護者の状況等	基準指数
1	生活保護世帯	+2
2	ひとり親世帯で同居の祖父母がいない場合	+5
3	同居する祖父母(65歳未満)、兄弟姉妹等が求職中や保育に欠ける要件が確認できない場合	-3
4	保護者のひとりが単身赴任、海外勤務、入院等により長期不在の場合(住民登録または会社の証明、診断書等で確認できる場合に限る)。	+1
5	入園希望の保育園に兄弟姉妹が在園(4月入所の場合、卒園予定児を除く)している場合	+3
6	未就学児が3人以上いる(申込み児童を含む)	+1
7	待機期間が1年以上経過している	+2
8	待機期間が6ヵ月以上経過している	+1
9	両親ともに現在の勤務先で就労実績が1年以上の場合	+1
10	産後休暇・育児休業(制度有)が明け、復職する(外勤者に限る)	+2
11	1ヵ月16日以上かつ1日4時間以上保育に欠けており、申込み児童を認可外保育施設に有償で預けているのを常態としている。※1	+2
12	5歳児クラスを持たない認可保育園に継続して6ヵ月以上入園、また、市川市家庭保育制度を継続して6ヵ月以上利用し、対象年齢をもって入園申込みの場合(4月入所選考)	+3
13	育児休業取得により一度退園し、育児休業明けに再度入園申込みの場合(育児休業取得の対象児童が同時に申込み場合は、その児童も同様に加点)	+5
14	入園後2ヵ月以内の就労が内定している場合(基準指数は内定証明書の就労日数・就労時間で算定した上で、この調整指数を課す)。	-2
15	申込み児童以外の未就学児がいるが、その児童の入園申込みをしない場合※2	-3
16	希望園として申請した保育園に入園内定したが、自己都合により入園を辞退し、その後6ヵ月以内の再申請	-5
17	市外在住者(市内在勤)※保護者のうち、いずれかが市内在勤であれば可	-4
18	市外在住者(市外在勤)	-6
19	兄弟姉妹が在園している保育園への転園希望の場合	+2
20	希望園として申請していた保育園に入園したが、申請時に希望していた他の保育園への転園申請(19の場合を除く)	-5
21	過去3ヵ月以上の滞納世帯(納付誓約どおり履行している場合を除く)の入園申込みがあった場合	-5
22	過去3ヵ月未満の滞納世帯及び納付約束どおり履行している滞納世帯の入園申込みがあった場合	-3
23	児童福祉等の観点から特に調整が必要と認められる場合	+1~+10

※1 表中12の認可外施設とは、「児童福祉法第59条の2」による設置届を都道府県に提出している施設をいいます。事業所内保育施設・ファミリーママ(家庭保育制度)等は含みませんのでご注意ください。

※2 預かり保育を実施している幼稚園及び、その他福祉施設に通所している場合は除きます。

※3 施設変更(転園)申請については、調整指数の19・20・23のみ適用する。

【優先順位(基準指数と調整指数の合計が同一の場合)】

1	両親不存在、ひとり親(死亡、離婚、未婚、行方不明、拘禁、離婚調停中の別居等)の世帯
2	市内在住者(市内への転入予定者を含む)
3	基準指数の高い世帯
4	待機期間が長い
5	保育園に兄弟姉妹(4月入園にあたっては卒園予定児を除く)が在園している
6	前年分所得金額が低い世帯

注)新規申請者と施設変更申請者で基準指数と調整指数の合計が同一の場合は、上記の優先順位によらず、新規申請者を優先するものとする。

【保育所入所待機児童の定義（国基準）】

調査日時点において、入所申込が提出されており、入所要件に該当しているが、入所していないものを把握すること。

（注1）保護者が求職中の場合については、一般に、児童福祉施行令（昭和23年政令第74号）第27条に該当するものと考えられるところであるが、求職活動も様々な形態が考えられるので、求職活動の状況把握に努め適切に対応すること。

（注2）広域入所の希望があるが、入所できない場合には、入所申込者が居住する市町村の方で待機児童としてカウントすること。

（注3）付近に保育所がない等やむを得ない事由により、保育所以外の場で適切な保育を行うために実施している、

①国庫補助事業による家庭的保育事業、特定保育で保育されている児童

②地方公共団体における単独保育施策（いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの）において保育されている児童

③国又は地方公共団体よりその運営に要する費用について補助を受けている認定こども園のうち、幼稚園型又は地方裁量型の保育所機能部分で保育されている児童（②の地方公共団体における単独保育施策分を除く。）

については、本調査の待機児童数には含めないこと。

（注4）いわゆる”入所保留”（一定期間入所待機のままの状態であるもの）の場合については、保護者の保育所への入所希望を確認した上で希望がない場合には、除外することができること。

（注5）保育所に現在入所しているが、第1希望の保育所でない等により転園希望が出ている場合には、本調査の待機児童数には含めないこと。

（注6）産休・育休明けの入所希望として事前に入所申込が出ているような、入所予約（入所希望日が調査日より後のもの）の場合には、調査日時点においては、待機児童数には含めないこと。

（注7）他に入所可能な保育所がある（保育所における特定保育事業含む）にも関わらず、特定の保育所を希望し、保護者の私的な理由により待機している場合には待機児童数には含めないこと。

※他に入所可能な保育所とは、

（1）開所時間が保護者の需要に合っている。（例えば、希望の保育所と開所時間に差異がないなど）

（2）立地条件が登園するのに無理がない。（例えば、通常の交通手段により、自宅から20～30分未満で登園が可能など）

保育所入所待機児童数の定義及び待機児童数について

	…国基準と違う取り扱いをしているもの							国基準待機児童数(人)						
	(注1)	(注2)	(注3)		(注5)	(注6)	(注7)	H20.04	H20.10	H21.04	H21.10	H22.04	H22.10	
	保護者が求職中の児童	広域入所の希望者で、保育所に入所できない児童(管外委託)	認可保育所を申込み、入所できず認証保育所に入所中の児童	認可保育所を申込み、入所できず通園児補助金を交付している認可外保育所に入所中の児童	家庭的保育中の児童	保育所の転園を希望している児童	保護者が産休・育児中の児童	他に入所可能な保育所があるにも関わらず、特定の保育所を希望している児童						
松戸市	待機児童としない	待機児童としない	本市には認証保育所がないため該当なし	本市には通園児補助金を交付している認可外保育所はないが、認可外保育所に入所している児童は待機児童	本市では実施していない	待機児童としない	待機児童としない	待機児童としない	8	17	6	34	23	65
船橋市	母子・父子世帯は、保育の必要度が高いことから、待機児童とする	待機児童としない	本市では認証保育制度を実施していないため該当なし	待機児童とする	本市では実施していない	待機児童としない	保育所に入所できた時点で産休を繰り上げて職場復帰する場合は待機児童とする。	希望するクラスに入所枠があれば、入所枠数を待機児童から引いている	40	152	94	268	174	404
浦安市	待機児童としない	待機児童としない	待機児童としない	待機児童とする	本市では実施していない	待機児童としない	待機児童としない	希望するクラスに入所枠があれば、入所枠数を待機児童から引いている	93	176	96	183	82	177
柏市	待機児童としない	待機児童としない。ただし、市内の希望もふくまれている場合は、待機児童とする。	待機児童としない	待機児童としない	待機児童としない	待機児童としない	待機児童とする。ただし、産休の場合は、産前産後各2ヶ月のみ。	待機児童としない	95	120	122	205	183	215
流山市	待機児童としない	待機児童とする	認証保育所はありません。	認可外に入所しているが判断できないため、待機児童とする。	待機児童としない	待機児童としない	待機児童とする	待機児童としない	18	145	63	92	74	113
鎌ヶ谷市	待機児童としない	待機児童としない	待機児童としない。(本市内対象施設無し)	待機児童とする。(本市内対象施設無し)	本市では実施していない	待機児童としない	待機児童としない	待機児童としない	22	63	38	42	23	26
習志野市	待機児童とする	待機児童としない	本市では実施していない	待機児童としない	本市では実施していない	待機児童としない	待機児童とする	待機児童としない	14	50	8	21	12	32
野田市	待機児童としない	待機児童としない	待機児童とする	認可外保育所に対する補助制度はありませんが、認可外保育所へ入所している場合は待機児童とする。	実施していない	待機児童としない	待機児童とする	待機児童としない	32	77	0	22	18	92
我孫子市	待機児童としない	待機児童としない	本市では実施していない	待機児童とする	本市では実施していない	待機児童としない	待機児童としない	待機児童としない	0	0	0	0	0	0
市川市	待機児童とする	待機児童としない。 ※ただし、国基準による算出の場合は、待機児童とする。	待機児童とする。 ※ただし、国基準による算出の場合は、待機児童としない。	待機児童とする。 ※ただし、国基準による算出の場合は、待機児童としない。	待機児童とする。 ※ただし、国基準による算出の場合は、待機児童としない。	待機児童としない	待機児童とする	待機児童とする。 ※ただし、国基準による算出の場合は、1園のみの希望者については、待機児童としない。	143 (288)	214 (543)	227 (483)	330 (688)	220 (432)	283 (684)

括弧内は、現在市で公表している待機児童数